

議案第 4 2 号

能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。

議案第 号

能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年12月 日提出

能代市長 齊 藤 滋 宣

能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

第1条 能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成18年能代市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の120」を「100分の130」に、「100分の157.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の172.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

教育長の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成１８年能代市条例第３５号）

※第１条による改正

現 行	改正後（案）
（給与） 第２条～第３条（略） 第４条 通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、給与条例第１７条第２項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額１００分の１２０に相当する額」と、<u>「１００分の１２０」</u>とあるのは<u>「１００分の１５７．５」</u>とする。	（給与） 第２条～第３条（略） 第４条 通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、給与条例第１７条第２項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額１００分の１２０に相当する額」と、<u>「１００分の１３０」</u>とあるのは<u>「１００分の１７２．５」</u>とする。

能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成１８年能代市条例第３５号）

※第２条による改正

改正前	改正後（案）
（給与） 第２条～第３条（略） 第４条 通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、給与条例第１７条第２項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額１００分の１２０に相当する額」と、<u>「１００分の１３０」</u>とあるのは<u>「１００分の１７２．５」</u>とする。	（給与） 第２条～第３条（略） 第４条 通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、給与条例第１７条第２項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額１００分の１２０に相当する額」と、<u>「１００分の１２５」</u>とあるのは<u>「１００分の１６５」</u>とする。

議案第 4 3 号

令和 6 年度能代市一般会計補正予算案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。

令和6年度能代市一般会計補正予算（第6号）歳出内訳

10款 教育費		1項 教育総務費		(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	説明	
2 事務局費	303,091	4,421	307,512	教育長人件費	154
				職員人件費	4,267
4 教育研究所費	281,988	20,087	302,075	職員人件費	20,087

10款 教育費		2項 小学校費		(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	説明	
1 学校管理費	174,992	237	175,229	職員人件費	237

10款 教育費		3項 中学校費		(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	説明	
1 学校管理費	139,282	115	139,397	職員人件費	115

10款 教育費		4項 社会教育費		(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	説明	
1 社会教育総務費	246,334	2,904	249,238	職員人件費	2,288
				檜山安東氏城館跡保存管理事業費	616

10款 教育費		4項 社会教育費		(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	説明	
4 図書館費	107,314	4,443	111,757	職員人件費	4,443
5 子ども館費	27,132	△178	26,954	職員人件費	△178

10款 教育費		5項 保健体育費		(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	説明	
1 保健体育総務費	63,833	2,446	66,279	職員人件費	2,446
3 学校給食費	437,261	501	437,762	職員人件費	501